

## 来年 3 月に提出する「市民案」のでき上がりを考えるための参考例 ～条文づくりのもとになる、条例の中身をしっかりとつくりよう

### 「市民のことばによる新城市自治基本条例」より

#### 0. なぜ、私たちは自治基本条例をつくるのか

いままで、多くの方々がこの地域で暮らし、さまざまな伝統・文化・産業をつくりあげてきました。この地域には、全国を代表する歴史遺産や美しい自然、やさしい人間味あふれる人情、安全でおいしい農産物があり、そうしたものを大切に守りながら、情報を発信することでさらなる発展をめざします。

長い歴史のうえに成り立っている私たちのまちが、元気で住み続けられ、世代のリレーができるまちとなるため、また、市民が主役となってまちづくりを進めるために、私たちはここに条例を定めます。

私たちは、市民一人一人を大切にし、より魅力あるまちにするため、みんなが当事者となり、人の話をよく聞ききながら、この条例とともにまちづくりをすすめます。

私たちは、市の現状を知り、抱える問題を自分のこととして考え、お互いに助け合って課題を解決します。そのためにも、市は、市民が責任を持ってまちづくりに参加する機会を最大限保障し、そのしくみをつくります。また、地域特有の問題は地域で課題を解決できるための手段を常に検討します。

私たちは、郷土愛を持ち、市外の人にも新城へ来てもらえるまち、雇用などの生活基盤整備や医療体制の充実を図るなど安全・安心で暮らしやすいまちづくりをめざします。そのために互いに情報を共有し力を出し合ってまちづくりに取り組みます。

### 「米子市民自治基本条例・骨子（条文をつくる上で基となった考え方）」より

#### 6. 身近な地域における自治

##### （3）地域における自治の拠点

それぞれの地域には、自治会をはじめとするさまざまな地域団体があります。そうした団体の多くは公民館とつながりを持ち連携をとりながら活動しています。

米子市には 29 の公民館が社会教育施設として設置されていますが、同時に公民館はさまざまな活動や人材、情報の集積地として、実質的に地域活動の拠点となっています。

私たち市民は、身近な生活圏の中にある公民館を地域における自治の拠点として活用しながら、さまざまな地域活動をより広げていくことができます。そのためには、自らが自分たちの地域の自治に参加し、自分たちの手で地域における自治を推し進めていくことが大切です。

そして、行政は各地域の実態を捉え、地域における自治の推進に対して適切に支援しなければなりません。

これからの市民案検討の流れについて

